

問 合 せ 先	中区保険年金課 (504-2556)
	東区保険年金課 (568-7712)
	南区保険年金課 (250-8944)
	西区保険年金課 (532-0935)
	安佐南区保険年金課 (831-4931)
	安佐北区保険年金課 (819-3910)
	安芸区保険年金課 (821-4910)
	佐伯区保険年金課 (943-9713)

国民年金保険料の免除

1 支援策の内容

災害により、住宅・家財等の価格の概ね2分の1以上の損害を受け、国民年金保険料を納付することが著しく困難な場合、申請により保険料の納付が全額又は一部免除されます。

2 対象者（要件等）

国民年金の第1号被保険者で、申請のあった日の属する年度又はその前年度における災害により、被保険者、配偶者、世帯主等が所有する住宅・家財等の価格の概ね2分の1以上の損害を受けた方。

3 手続きの方法

①免除申請書、②被災状況届、③り災証明書（写）の提出が必要となります。代理申請の場合は、委任状を添付してください。

※ 詳しいことは区保険年金課にお問い合わせください。受付は、原則として住所地の区で行いますが、事情がある場合は、それ以外の区でも受付ができます。

4 免除の対象期間及び受付期限

対象となる期間は、災害が発生した前月分から翌々年の6月分までの保険料ですが、免除の年度ごとに申請が必要です。

また、受付の期限は、免除の対象となる各月の2年1か月後までとなります。